松山市結婚新生活支援事業に関する
申請手続きや申請に必要な書類について

申請期間

令和８年（２０２６年）６月１０日から令和９年（２０２７年）３月５日まで（**事務局必着**）

※申請は期間中１回限りとなりますのでご注意ください。

※提出書類に不足や不備がある場合は、再提出や内容の確認をお願いすることがございますので、お早めにお申し込みください。

申請方法

申請は、**郵送のみ**となります。

下記「申請に必要な書類」をご準備いただき、事務局まで郵送してください。

【郵送先】

〒７９０－００１１

愛媛県松山市千舟町４丁目３－２　千舟町コンプレックスビル８階

松山市結婚新生活支援事務局　宛

申請に必要な書類

【必須書類】（※継続補助世帯の方は、②～⑤は提出不要）

□ ①松山市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）

□ ②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

□ ③住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）

□ ④夫及び妻の令和８年度（２０２６年度）課税（所得）証明書（非課税証明書）

□ ⑤夫及び妻の市税の完納証明書（松山市で課税されたことがある場合に限る）

□ ⑥講座等受講等申出書（様式第２号）

◎以下は必要に応じて、上記「必須書類」とあわせて提出してください。

≪夫婦の所得合計額が５００万円以上で、貸与型奨学金の返還額を控除した後の所得合計額が５００万円未満となる場合≫

□　貸与型奨学金の令和７年（２０２５年）（令和７年（２０２５年）１月１日から同年１２月３１日まで）における返還額を確認できる書類

≪住宅取得費用の場合≫

□　住宅の売買契約書又は工事請負契約書

□　領収書等の写し

≪住宅リフォーム費用の場合≫

□　住宅の工事請負書又は請書

□　領収書等の写し

≪住宅賃借費用の場合≫

□　住宅の賃貸借契約書の写し

□　賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し
※銀行口座の通帳の写しを提出される場合は、口座名義人が確認できる箇所の写しも必須

□　給与所得のある夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類
※住宅手当の支給がない場合も「支給なし」の証明が必要です。

≪引越費用の場合≫

□　引越しに係る領収書等の写し

申請から補助金支払いまでの流れ

申請から補助金のお支払いまで、約１か月かかりますので、ご了承ください。

（１）申請
申請に必要な書類一式を事務局に提出します（郵送のみ）。
↓
（２）書類審査
事務局にて書類審査を行います。
↓
（３）補助金交付決定
書類審査完了後、補助金の交付可否を通知します。
↓
（４）補助金支払い
決定した補助金の金額をお支払いします。